

(第2条関係)

## 施 術 所 開 設 届

年 月 日

倉敷市保健所長 あて

〒 \_\_\_\_\_

開設者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

( 法人にあつては、その名称、主たる事務  
所の所在地並びに代表者の職及び氏名 )

次のとおり施術所を開設したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する  
法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項前段の規定により届け出ます。

### 記

開 設 年 月 日	年 月 日				
施術所の名称(※1)					
開 設 の 場 所	〒 倉敷市 電話 ( )				
業 務 の 種 類	<input type="checkbox"/> あん摩・マツサージ・指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゆう				
構 造 設 備 の 概 要	施術室面積	待合面積	換気面積(窓等)または換気装置(※2)		消毒設備(※3)
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	窓等の 開口面積	換気装置	
	6・6 m <sup>2</sup> 以上	3・3 m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup>	有・無	有・無
			室面積の7分の 1以上	(種類) <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> その他 ( )	(種類) <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> その他 ( )

施術所開設届は変更届の際に必要な情報となります。

そのため、必ず控えを手元に保管してください。写し(コピー)の交付はできません。  
内容に関する証明書(有料)は発行可能ですが、証明内容については限られます。

裏面に続く

《施術者氏名》非常勤も含む

ふりがな 氏名	目が見えるか	免許番号 (種類・番号・登録年月日)			
		<input type="checkbox"/> 見える	あ・マ	国・県	第 号
	<input type="checkbox"/> 見えない	はり	国・県	第 号	年 月 日
		きゅう	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見える	あ・マ	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見えない	はり	国・県	第 号	年 月 日
		きゅう	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見える	あ・マ	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見えない	はり	国・県	第 号	年 月 日
		きゅう	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見える	あ・マ	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見えない	はり	国・県	第 号	年 月 日
		きゅう	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見える	あ・マ	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見えない	はり	国・県	第 号	年 月 日
		きゅう	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見える	あ・マ	国・県	第 号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 見えない	はり	国・県	第 号	年 月 日
		きゅう	国・県	第 号	年 月 日

《必要書類》

当該免許証の写し(コピー)と原本

建物の平面図

付近の見取り図

《注意事項》

ふりがな 施術所の名称(※1)	別紙を参照ください。
換気面積(窓等)または換気装置(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓は開口部分の面積。窓が半分開く場合は、面積も半分となります。</li> <li>・換気機能が十分にあるものが必要です。そのため、空気清浄機、換気機能のあるエアコン、トイレに設置されているような換気機能が十分でない小さな換気装置では条件を満たしません。</li> </ul>

# 別紙

医政発0218第1号 令和7年2月18日

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所  
に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガ  
イドライン）について

## 【抜粋】

（２） 施術所の名称（あはき師法第7条第1項第3号、柔整師法第24条第1項第2号関  
係）等

利用者が安心・安全にあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術を受けるため  
には、利用者が正しい情報に基づいて施術所等を選択できることが重要である。

利用者が施術所等を選択する上で、その名称は重要な情報であることから、

- ・ 国家資格保有者による、あはき・柔整の業態であること
- ・ 法令に基づき都道府県に届けられ適法であること
- ・ 医療機関と紛らわしい名称を用いていないこと

について利用者が認知できる名称である必要があることとする。

## ① 広告可能な名称の例

ア 提供する施術業態を特定せずに「施術所（院）」と表記すること

〇〇施術所（院） 等

※ ただし、（１）に示した「国家資格保有」の表記についても併せて表示する等、利用者にと  
って分かりやすい名称とすることが望ましい。

イ 提供する施術業態（マッサージ、はり、きゅう等）に「治療院（所）」「療院（所）」を  
付けること

〇〇鍼灸治療院、〇〇鍼灸療院、〇〇鍼灸治療所 等

ウ マッサージ、はり等の業務の種類のみを表記すること

〇〇マッサージ、はり・きゅう〇〇 等

エ 施術所が併設されている場合等に併記すること

〇〇接骨院・鍼灸院、〇〇接骨院・〇〇鍼灸院 等

## ② 広告不可な名称の例

裏面に続く

上記以外は広告不可であるが、特に留意すべき表現を以下に示す。

なお、これらの広告不可な表現については、例えば、英語にしたり、一般的に同じ意味と認識される別の用語・呼称を用いる等表現方法を変えても表示は不可であること、また、看板、掲示物及び装飾等を含め施術所外への表示も不可であることに留意すること。

ア 「病院又は診療所等」と誤解する恐れがあるものを含んでいる名称

〇〇診療所、〇〇治療所、〇〇治療室、〇〇療院、〇〇はり科療院、  
〇〇（施術業態を含まない）治療院、メディカル、クリニック、  
リハビリ、ドック 等

※ 診療科名や診療行為等と紛らわしい表現を含む名称も不可

イ あはき、柔整以外の業態と紛らわしい名称

カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、リフレクソロジー、アスレチック、コン  
ディショニング、リラックス、サポート 等

ウ 提供する施術業態が混ざっている名称

〇〇鍼灸接骨院、〇〇マッサージ接骨院 等

エ 対象者を限定するもの

〇〇女性専門療院、〇〇レディース、子ども、スポーツ、アスリート、美容、交通事故専門、  
むちうち専門 等

オ 施術内容・技能・方法を含んでいる名称

東洋医学、温鍼、中国鍼灸、美容鍼灸、不妊鍼灸、更年期障害、背骨専門、漢方、気功、無  
痛治療、電気療法 等

カ 効能を含んでいる名称、優良な施術所と思わせる名称

姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正、（施術が優良であることを示す意味で）巧み 等

キ 広告不可とされている名称と広告可能とされている名称を併記している名称

メディカル〇〇鍼灸院、サロン〇〇接骨院 等

ク その他、施術所と分かりにくい名称

〇〇堂、〇〇館、〇〇道場、〇〇センター、〇〇ステーション、サロン、ほぐし処、研究所等